

スポーツ振興事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の加盟団体等及び理事長が特に認める団体等（以下「補助対象団体」という。）が行う、競技水準向上及び市民のスポーツ活動を奨励する地域スポーツ推進のための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 補助対象事業の種類、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める事業については補助することができる。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象団体は、スポーツ振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収入支出予算書（様式第3号）

2 前項の提出書類の部数は1部とし、提出期限は別に定める。

(補助金交付の決定及び通知)

第4条 理事長は、補助対象団体から補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めたものについて補助金の額を決定し、その旨を補助対象団体に文書で通知するものとする。また、補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

(補助金交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 別表に掲げる事業に係る補助金を相互に流用しないこと。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、スポーツ振興事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）により、速やかに理事長に報告してその承認を受けること。

ただし、補助金の額に影響を及ぼさない事業内容の変更、又は事業に係る経費の20%以内の変更については、この限りではない。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付申請をした補助対象団体は、第4条の規程による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に、スポーツ振興事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行等)

第7条 補助対象団体は、補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件その他理事長の補助事業遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2 理事長は、補助対象団体に対し、必要に応じ補助事業の遂行の状況を報告させることがある。

3 理事長は、補助対象団体が提出する報告等により、その団体の補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されてないと認めるときは、期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第8条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、その事業の完了後30日を経過した日又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までにスポーツ振興事業実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第2号)
- (2) 収入支出決算(見込)書(様式第7号)
- (3) 支出を証明する領収書その他参考資料

(補助金の額の確定)

第9条 理事長は、補助事業の完了の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象団体に文書で通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第10条 補助対象団体が、補助金の支払(概算払を含む。)を受けようとするときは、スポーツ振興事業補助金(概算払)交付請求書(様式第8号)を理事長に提出するものとする。

(決定の取消)

第11条 理事長は、補助対象団体が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第7条の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第12条 補助対象団体は、前条の規定により補助金交付決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、理事長が定める期限までにその返還をしなければならない。

2 補助対象団体は、第9条の規定による補助金の額の確定があった場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、理事長が定める期限までにその返還をしなければならない。

(立入調査)

第13条 理事長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助対象団体に対して報告を求め、又はこの法人の職員に帳簿書類その他を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の経理)

第14条 補助対象団体は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収入の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保管しておかななければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(別表)

I 競技水準向上事業

補助対象事業の種類	補助対象経費	補助率等
1 選手育成事業	この法人が指定した選手及び認定した指導者の強化合宿（練習）等及び日常練習に係る経費 (1) 強化合宿（練習）等 ア 宿泊費及び交通費 イ 指導者の謝金 ウ 施設使用料、設備・備品使用料 エ スポーツ等保険料 (2) 日常練習 施設使用料	(1) 強化合宿（練習）等 1人 3万円以内 ※チームは、3万円×競技別選手登録数の合計額以内 (2) 日常練習 定額
2 指導者等育成事業	補助対象団体が支払う以下の経費 (1) 日本体育協会及び加盟団体等の公認スポーツ指導者の資格取得及びスキルアップ研修会参加に係る経費 ア 宿泊費及び交通費 イ 受講料（検定料） ウ 登録料 エ 更新料 (2) 加盟団体等の公認審判員の資格取得に係る経費 ア 受講料（検定料） イ 登録料（更新料除く）	補助対象経費の2分の1以内 (1) 日本体育協会公認の場合 ア 上級教師、教師 10万円限度/1人 イ 上級コーチ、コーチ、上級指導員、指導員 5万円限度/1人 ウ 上記以外 1万5千円限度/1人 (2) 加盟団体等公認の場合 1万5千円限度/1人
3 優秀選手・指導者等招へい事業	優秀選手及び指導者等の招へい事業に係る経費 (1) 招へい者の宿泊費及び交通費 (2) 招へい者の謝金 (3) 施設使用料、設備・備品使用料 (4) スポーツ等保険料	補助対象経費の2分の1以内 20万円限度
4 選手強化競技用具整備事業	競技用機械器具の購入費	2分の1以内 50万円限度

II 地域スポーツ推進事業

事業の種類	補助対象経費	補助率等
1 市民スポーツイベント開催事業	スポーツイベントに係る経費 (1) 運営要員（役員、審判員及び補助員等）の謝金及び交通費 (2) 施設使用料、設備・備品使用料 (3) 印刷製本費（要項、プログラム等） (4) スポーツ等保険料	補助対象経費の2分の1以内 (1) ジュニアスポーツ大会 20万円限度 (2) マスターズスポーツ大会 20万円限度 (3) その他スポーツイベント 20万円限度
2 市民スポーツ教室開催事業	(1) 講師及び助手の謝金及び交通費 (2) 施設使用料、設備・備品使用料 (3) 印刷製本費（要項、テキスト等） (4) スポーツ等保険料	補助対象経費の2分の1以内 20万円限度
3 国体県予選会補助事業	国体の最終県予選会の大会運営費。ただし、この法人又は長野市教育委員会から補助又は負担されているものを除く。	補助対象経費の2分の1以内 5万円限度
4 補給消耗品整備事業	スポーツ人口の増加、普及に資するために用いる競技用等消耗品その他のもの	定額